

大山チャンネル 番組表

6月 1日～30日分



前の週から放送している番組は、繰り下げて新しい番組に差し替える予定です。

また、番組の内容は業務の都合により予告なく変更するなど予定どおり放送できないことがありますので、ご了承ください。

放送予定がない時間帯については、文字情報で行政情報などを提供しています。

※みなさまがビデオや写真に撮った身近な話題や村の話題など大山チャンネルに投稿してみませんか？編集は情報管理室で行います。(話題などの情報提供も受け付けています)

◆問い合わせ先
企画情報課情報管理室
☎ 0859-54-5202

デジタル 113ch

アナログ 3ch

●じげとびっくの内容は、デジタルテレビのEPG(電子番組表)でご確認いただけます。

※【体操】大山賛歌体操 介護予防編と健康づくり編

時間	6月1日～6月10日	6月11日～6月20日	6月21日～6月30日
	5:50 体操	5:50 体操	5:50 体操
6:00	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号3 ◇文字情報・お天気
7:00	じげとびっく 5月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気
8:00			
9:00			
10:00	「熊丸みつ子さんの子育て講座」 10:40 ◇文字情報・お天気	「自宅での看取り」2時間 講演とシンポジウム	
11:00	11:50 体操	11:50 体操	11:50 体操
12:00	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号3 ◇文字情報・お天気
13:00	じげとびっく 5月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気
14:00	14:50 体操	14:50 体操	14:50 体操
15:00	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号3 ◇文字情報・お天気
16:00	じげとびっく 5月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気
17:00	◆(生中継) 6月定例議会 放送予定 6/9(木) 9:55～ 第1日 開会、諸般の報告、議案の提案説明 6/20(月) 9:25～ 第2日 一般質問 6/21(火) 9:25～ 第3日 一般質問 6/23(木) 9:25～ 第4日 討論・質疑、採決、閉会		
18:00			
19:00	19:50 体操	19:50 体操	19:50 体操
20:00	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号3 ◇文字情報・お天気
21:00	じげとびっく 5月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気
22:00			
23:00	「熊丸みつ子さんの子育て講座」 23:40 ◇文字情報・お天気	「自宅での看取り」2時間 講演とシンポジウム	
0:00	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号3 ◇文字情報・お天気
1:00	じげとびっく 5月号2 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号1 ◇文字情報・お天気	じげとびっく 6月号2 ◇文字情報・お天気

※酒類の製造免許に関するお問い合わせは、無免許製造に関する情報については「鳥取税務署(酒類指導官)」までご連絡ください
☎ 0857-22141(代表)
音声ガイダンスに従い、「2」を押してください

また、製造免許を受けずに製造された酒類と知りながら譲り受け、所持している人も処罰の対象となります。
●自家用の梅酒など(酒税法の例外)に、梅やカリンなど左記以外の物品を漬け込んだ酒類をつくることは問題ありません。(ただし、販売すると酒税法違反行為となります。)

米・麦・あわ・とうもろこし・こうりやん・きび・ひえ・ぶどう・やまぶどう・でんぶん・酒類のかす

現行の酒税法では、酒類を製造するために、所轄税務署長の免許が必要で、平成15年10月に創設された構造改革特別区域法により、特別区域内に指定された地域では特別でぶろく・ぶどう酒等の酒類の製造免許を受けることが可能になったこととに伴い、誰でも酒類を製造できると誤認され、全国各地で酒類の無免許製造の事実が把握されています。
酒類の製造免許を受けず酒類(例えば：どぶろく、ぶどう酒)をつくった場合は、たとえ自家用であっても酒税法違反行為となり、10年以下の懲役または100万円以下の罰金という処罰の対象となりますのでご注意ください。

税務署からのお知らせ
お酒を製造するには免許が必要ですよ